

# 神奈川県中小企業家同友会慶弔・見舞金規程

## 第1条（目的）

この規程は、神奈川県中小企業家同友会規約に基づき、慶弔・見舞金に関して必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2条（基準）

会員が次の各号に該当する場合は、次の基準で慶弔・見舞金を贈ります。

- (1) 本人が結婚した場合 10,000円
- (2) 本人が死亡の場合 20,000円並びに献花
- (3) 配偶者または一親等の血族が死亡の場合 10,000円
- (4) 一親等の姻族が死亡し本人が喪主の場合 10,000円
- (5) 前項のほか、代表理事が必要と認めた場合は、20,000円を限度として、慶弔・見舞いの意を表します。

## 第3条（附則）

この規程の改廃は理事会にて行う。